破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４０８号
函館市富岡町２丁目61番24号
債務者　伊藤美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２００号
群馬県館林市赤土町59番地の５　立花ハイツ一101
債務者　中川　英和
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２１５号
群馬県館林市新宿２丁目９番55号　サンライト新宿一305
債務者　川瀬　正彦
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２号
群馬県沼田市岡谷町264番地２、住民票上の住所群馬県沼田市岡谷町156番地２
債務者　木村　明弘
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
三重県鳥羽市大明西町15番14一203号
債務者　丸本みどり
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
三重県鳥羽市安楽島町1449番地10
債務者　井村　玉緒
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
栃木県佐野市田沼町732番地３
債務者　小暮　和浩
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５２号
栃木県佐野市田沼町732番地３
債務者　小暮　利男
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６０号
栃木県足利市福富町986番地３
債務者　橋本　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６１号
栃木県足利市福富町968番地３
債務者　橋本　雅美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６２号
栃木県足利市大前町825番地１　湯澤貸家Ｄ棟
債務者　布施田百枝
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２７４９号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ４一405号
債務者　山下　兼一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４８７号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目４番19号　ハイツ三輝606号
債務者　中川　勇夫
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産終結

平成１４年（フ）第２２３号
鹿児島県日置市東市来町長里492番地１
破産者　久保産業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２０号
長野県安曇野市三郷明盛1500一22、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科南穂高6159番地３
破産者　眞関　秀治
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２３３号
名古屋市中川区山王２丁目６番地
破産者　株式会社ヤマニプランニング
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部